

身体・知的障害者相談員のお知らせ

身体障害者相談員、知的障害者相談員は、皆さんの身近な相談者として高知県より委嘱されています。香美市の相談員さんは次の方々です。お気軽にご相談ください。

	氏名	住所	電話番号
身体障害者 相談員	中村 辰雄	土佐山田町中野279番地1	☎52-5602
	坂本 税	土佐山田町東本町4丁目4番17号	☎53-4101
	細川 京	土佐山田町1682番地	☎53-4358
	恒石 眞孝	香北町永野233番地	☎59-2260
知的障害者 相談員	秋友 英稔	土佐山田町有谷81番地	☎52-3002

(任期は平成20年4月1日～平成22年3月31日)

◆ 税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置（平成19年度分のみ適用）

平成19年中の所得が下がり、所得税がかからなくなった場合、平成19年度の市県民税（平成18年分所得で課税）で税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。そこで、減額申告書を提出することで、平成19年度市県民税を税源移譲前の水準（平成18年度の税率で計算）に減額します。

【対象となる方】

平成18年中と比べて平成19年中の所得が激減した方など、次の条件を両方満たす方です。

平成19年度市県民税の課税所得金額 (分離課税分は除く)	>	所得税と市県民税の人的控除額差の合計額
平成20年度市県民税の課税所得金額 (分離課税分を含む)	≤	所得税と市県民税の人的控除額差の合計額

【申告方法】

減額申告書を平成19年1月1日現在の住所地の市区町村に平成20年7月1日から7月31日までに提出してください。減額申告書は、税務課、香北・物部支所の事務管理課の窓口にあります。

【減額方法】

申告のあった方の平成19年度、平成20年度の課税状況の調査を行い、条件に該当される方の平成19年度市県民税を減額（納付済みの方は還付）します。

◆ 高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置の廃止

平成17年1月1日現在において65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は個人住民税が非課税でしたが、この措置が平成18年度から廃止とされたため、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられていました。しかし、平成19年度をもって経過措置は終了となり、平成20年度からは現役世代と同じ制度が適用され、全額課税となります。

【問い合わせ先】 税務課 ☎53-3116

